

## 東京都公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

令和2年3月31日

館長決定

東京都公文書等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39号。以下「条例」という。）に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。

### 1 審査の基本方針

利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第19条第1項第1号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に条例第10条3項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する（条例第19条第2項）。「参酌」とは、各実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものである。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第19条第2項）に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

### 2 条例第19条第1項第1号及び第2号の利用制限情報該当性の判断基準

(1) 個人に関する情報（条例第19条第1項第1号イ〔東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号〕についての判断基準  
ア 特定の個人を識別することができる情報等（情報公開条例第7条第2号本文）について

(ア) 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

(イ) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、情報公開条例第7条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、情報公開条例第7条第2号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報とは、同号により、判断を行う。

(ウ) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可

能性がある場合をいう。

(エ) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。なお、個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属する者に関する情報を公にすると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある。

(オ) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報等について（情報公開条例第7条第2号ただし書イ）

法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、利用制限する個人情報から除外することを定めたものである。

(ア) 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。

(イ) 「公にすることが予定されている情報」とは、利用請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第2号ただし書ロ）について

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、利用させることを定めたものである。

エ 公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第7条第2号ただし書ハ）について  
公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、利用制限する個人情報から除外することを定めたものである。

(ア) 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関若しくはその補助機関として、独立行政法人等の役員及び職員が独立行政法人等として、又は地方独立行政法人の役員及び職員が地方独立行政法人として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

(イ) 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

- (ウ) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により利用又は利用制限の判断を行う。
- (エ) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の利用制限情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が利用制限されることとなる。

(2) 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第 19 条第 1 項第 1 号〔情報公開条例第 7 条第 3 号〕）についての判断基準

ア 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（情報公開条例第 7 条第 3 号本文）について

- (ア) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

- (イ) 「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
  - a 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
  - b 経営方針又は経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれると認められるもの
  - c その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

- (ウ) 「地位が損なわれると認められる」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。そして、公にすることにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質を始めとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断するものである。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第 7 条第 3 号ただし書イ）について

事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排

除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても利用させなければならない。

ウ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第3号ただし書ロ）について

人の生活に対する支障を未然に防止し、現に発生している当該支障を排除し、若しくは当該支障の拡大を防止し、又は当該支障の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても利用させなければならない。

「違法若しくは不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動又は法令等の規定に違反していると断定することはできないが社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

エ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第3号ただし書ハ）について

消費生活その他都民の生活に対する侵害の発生を未然に防止し、現に発生している当該侵害を排除し、若しくは当該侵害の拡大を防止し、又は当該侵害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても利用させなければならない。この場合、法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

(3) 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報（情報公開条例第7条第6号イ又はホ）についての判断基準

都の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、利用制限情報に該当する。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開条例第7条第6号イ）について

(ア) 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（都又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ること）に係る事務は、いずれも事実を正確に

把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

(イ) これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、利用制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号に該当する。

イ 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ」（情報公開条例第7条第6号ホ）について

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは利用制限する。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、情報公開条例第7条第3号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

(4) 都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（情報公開条例第7条第7号）についての判断基準

ア 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合は、本号には該当しない。

イ 「第三者における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該第三者が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。

ウ 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮することとする趣旨である。

エ 「その他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値する

もの」とは、公にしないとの条件が明示的になされていない場合であっても、公にされない第三者が信頼して情報を提供する場合などがあり、そのような第三者の信頼が法的保護に値するものをいう。

オ 任意提供情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものは、本号ただし書により利用させることとなる。

#### (5) 公共の安全等に関する情報（条例第 19 条第 1 項第 1 号ハ）についての判断基準

ア 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を主なものとする。

イ 本号は、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある情報や、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を利用制限とするものである。

ウ 本号に該当する情報とは、例えば次のような情報をいう。

(ア) 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等が明らかにされ、その結果これらの活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある情報

(イ) 公にすることにより、犯罪の被疑者、被害者、参考人、通報者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報

(ウ) 公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

#### 3 条例第 19 条第 1 項第 2 号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

館が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本項に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

#### 4 法第 19 条第 1 項第 3 号の特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準

「特定歴史公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書等について、法第 19 条第 1 項第 3 号に基づき原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間をおいて利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

(2) 「原本が現に使用されている場合」

利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

5 部分公開に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書等について、条例第 19 条第 3 項に基づき部分公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(1) 「同項第一号イからハマまでに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、利用請求に係る公文書から利用制限情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、利用制限情報に係る部分を物理的に除くことが、当該公文書の中の利用制限情報に係る部分を記録した状態や一部利用のための複製物を作成するために必要な時間、経費等から判断して、容易である場合をいう。

(2) 「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用請求に係る公文書から利用制限情報に係る部分を区分して除くと、利用される部分に記録されている情報が公表情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。

(3) 第 2 項は、利用請求に係る公文書の全部又は一部に個人識別情報（利用制限情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うべきこと及びその場合における利用制限とする範囲について定めたものである。

(4) 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

(5) 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなして利用させなければならないとする趣旨である。

## 6 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第19条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第20条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第19条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第19条の規定により判断することとなる。